

## 動物の未固定検体の病理検査ご依頼について

### お客様各位

平素より、弊社業務につき格別のご理解を賜り誠にありがとうございます。

弊社は、『実験室バイオセーフティ指針-第3版』（WHO, 2004）および『遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律』（通称：カルタヘナ法, 平成15年6月18日法律第97号）に則り、バイオセーフティの基準を満たした検体の病理検査（研究用）を実施しています。

未固定検体の病理検査を弊社にご依頼をいただく際には下記の注意事項をご理解の上、お問い合わせ、ご発注をくださいますようお願い申し上げます。

### 動物の未固定検体の病理検査ご依頼の際の注意事項

1. 輸送に際しては、お客様ご負担で実施いただきます。細心の注意と安全性が確保されている運送業者の利用もご検討をお願いします。
2. 弊社の作業は、見積もり受託内容に限られ、研究の主体となることはありません。
3. 下記をご確認いただいた検体は、湿臓器、ブロック受け、未染色スライド受けが可能です。
  - ▶ 感染源が存在する可能性がないこと。
  - ▶ ウイルス又はウイロイド、ウイルスベクターを含まないこと。
  - ▶ 実験手法に関わらず、遺伝子組換えが行われた受精卵や胚、配偶子（精子や卵子）を含まないこと。
4. 上記確認が認められない検体の場合、ご発送前にホルマリン等による組織固定をお願いします。
  - ▶ 固定方法の選択につきましては目的に合わせ提案可能ですので随時ご相談ください。
  - ▶ 湿臓器およびブロックでのご依頼は、事前に委託内容をご相談の上ご依頼をご検討ください。
5. 検査実施後の標本および測定結果は、委託元に細心の注意と安全性が確保されている運送業者の利用をご提案申し上げますので、ご検討お願い申し上げます。（費用はお客様ご負担となります。）  
輸送時の危険負担につきましては、お客様と輸送業者となりますので、ご検討お願い申し上げます。  
特に、貴重な材料につきましては、お客様のご責任にて専用業者をご手配くださいますようお願い申し上げます。
  - ▶ 残余（臓器、ブロック）検体は、標本と同梱して返却いたします。お客様より一時保管のご要請があった場合には、スライド納品後、最大3週間弊社にて保管し、その後お客様へ返却させていただきます。（輸送費用はお客様ご負担となります。）

以上

2016年9月

株式会社新組織科学研究所  
東京都青梅市黒沢 2-979-2  
0428-74-4741（代）

<http://www.hsllabo.co.jp/>

---